

平成28年白老町議会議会運営委員会会議録

平成28年11月18日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 0時12分

○会議に付した事件

1. 平成28年度人事院勧告について
 2. 議会費の補正予算について
 3. 白老町自治基本条例の見直しについて
 4. 議員報酬の自主削減について
 5. 定例会11月会議について
 6. 全員協議会の開催協議について
 7. その他
-

○出席委員（5名）

副委員長	山田和子君	委員	大淵紀夫君
委員	小西秀延君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君	議長	山本浩平君
副議長	前田博之君	委員外議員	氏家裕治君

○欠席委員（1名）

委員長 吉田和子君

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	岡村幸男君
総務課主幹	鈴木徳子君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○副委員長（山田和子君） ただいまより議会運営委員会を開催いたします。本日は吉田委員長が都合により欠席となっております。したがいまして本日の議会運営委員会は、議会委員会規則第6条の規定により私副委員長が、委員長の職務を務めますのでよろしく願いいたします。

（午前10時00分）

○副委員長（山田和子君） 本日の協議事項の1番目、平成28年度人事院勧告について、町側から説明員が来ておりますので、説明お願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明をさせていただきたいと思っております。資料をお配りさせていただいております。今回の改正につきましては、平成28年の人事院勧告が8月8日に出されておりました。閣議決定の上、衆議院それから一昨日16日に参議院も通りまして、可決されております。そういう中で、国家公務員に準じた地方公務員というか、白老町の職員の給与の改定を行うということでご説明をさせていただきたいと思っております。今回の給与勧告のポイントであります。月例給、ボーナスともに引き上げるという形で、民間給与との差額を埋めるために給料表の水準を引き上げますということで、平均改定率は0.2%というふうになっております。それと、ボーナスを0.1カ月分引き上げるということです。これは勤勉手当に反映するというようになっております。もう一つが制度的な給与制度の改正ということですが、総合的な見直しということで従来から行われている例えば地域給の導入ですとかそういうことも含めての話なのですが、本府省、国の本省の場合は業務調整手当というものがまたこれが出るという形の中で手当額を引き上げるということでございますが、町職員のほうは該当ありません。それから配偶者に係る扶養手当の手当額、これを改正するという中で子に係る手当額を引き上げるという内容になっております。それから専門スタッフ職というのは国では入れておりますけれども、この俸給表が今まで3級という級までの1級、2級、3級という給料表になっていたものを、さらにその上位の級を設けるということでございますが、これも町職員には該当ありません。それで、この人事院勧告の中身を受けまして、一つには給料表の改定がございまして、行政職給料表です。これは採用職員の初任給について1,500円引き上げるという内容になってございまして、一定程度の若い職員については大体1,500円ほど上がっていくという形になります。その他はということで書いてありますとおり400円の引き上げということになりまして、一定程度年齢が高くなれば月額400円の改定になっているということでもあります。再任用職員についても同じでして、400円上がるという形になっております。これは人事院勧告の同率の引き上げを本町でも行いたいということでございます。それから医療職給料表2と3についても、行政職給料表との均衡を基本に国では改定を行っておりますので、それに合わせて本町でも行いたいということでありま

す。それから2の期末手当勤勉手当いわゆるボーナスであります。先ほどお話ししたとおり0.1カ月分引き上げるといふことで、4.2月分を4.3月分に上げるといふことであります。引き上げ分は勤勉手当のほうに配分されるということになっておりますが、本年分の0.1カ月分というのは12月に支給される手当に配分されることとなります。次年度以降29年度は、6月と12月にそれぞれ均等になるように配分されるというふうになっておりまして、次のページを見ていただきたいのですが、再任用についても一般職は0.1なのですが、再任用はその半分といふことで0.05月分引き上げといふふうになってございます。これも12月期の勤勉手当に反映させる形になるのですが、29年度は職員と同じように再任用職員も6月と12月に均等になるように配分されるというふうになってございます。その支給月数の状況を表しているのがその下の表のようになっておりまして、一般職の職員についてはもう6月期は支給されておりますが、12月については期末手当のほうの改定はありませんけれども、現行0.8を0.9に直すという部分であります。29年度は先ほどお話ししたとおりこの勤勉手当を今0.8となっているものを6月0.85、それから12月0.85というふうに直すというものであります。再任用のほうですが、これも6月は支給されておまして、12月が期末手当といふことで0.8とそれから勤勉手当0.425という形で現行0.375を0.05上げるというものであります。29年度については0.025ずつといふことで勤勉手当のほうに6月と12月ともに0.4月に改正するといふ内容になっております。

それから3番目です。扶養手当です。一つは、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するといふことでございます。民間の状況を受けてこの配偶者手当が額的に下がっている、もしくは配偶者手当そのものを出さないといふような状況が民間のほうでも出てきているという状況の中で、国家公務員については配偶者手当を減額するといふ形になっております。その配偶者手当の減額原資を用いまして、子に係る手当額を引き上げるといふことになっております。これは影響をできるだけ一遍にやるということではなくて、段階的にやっていくといふものでありまして、表に書いてあるとおり平成28年度、今現在は配偶者手当1万3,000円なのです。それから子は1人について6,500円、父母等も6,500円というふうになっておりますが、29年度は配偶者を1万円に、3,000円ほど下げるといふことです。それから子は1人につき8,000円、1,500円ほど上げると、父母等については変わらないといふことです。30年度以降については、配偶者は6,500円までまた下げるといふことでして、子については1人につき1万円に上げる、父母等については変わらないとこういふ状況になってございます。これが30年度以降このような形で続いていくといふ状況になっております。今回はこの国の改正に合わせて本町においても配偶者手当、子の扶養手当、父母等の扶養手当についても同じように直すといふことでございます。それと実施時期であります。給料表の改定は4月1日にさかのぼって改定をすることになりますので、これにつきましては遡及適用といふことでその分の差額を支給される形になります。それから期末勤勉手当の改定については、今回定例会11月会議を開いていただいて、12月の支給分からも適用させていただきたいといふ部分でございまして、12月1日といふことで適用をしたいといふことであります。

次に扶養手当の改正については、これは来年の4月1日から段階的にです。先ほど説明しま

したとおり、29年度、30年度ということで段階的に改正をしていくということでもあります。これらの改正の内容につきましては、一般職は今言いましたように給料表自体が直るということがございますが、町長等の理事者の部分についてもこれまで職員と同じように期末手当については直してございますので、特別職の期末手当についても0.1か月分、今回の12月の支給に合わせて改正を行う予定でございます。かつ、議員の皆様様の期末手当についてもこれまでも人事院勧告に準じて行ってございますので、これについても期末手当を0.1か月分ふやす改定を同時に上げさせていただきたいというふうに考えてございます。そういう中で改定による影響見込みでございますが、職員については全会計分ということであらわしておりますが、先ほどお話ししたとおり4月からさかのぼるということで、3月までということになりますので、全職員分で給料については219万6,117円というふうになってございます。それから期末勤勉手当につきましても0.1か月分ふやすということで982万8,444円、その他手当というのは、これは時間外手当ですとかすでに支給されている6月の期末勤勉手当は旧給与で支給されておりますので、その差額ということで10万5,169円がその他手当ということでこういう金額が出ていくということでもあります。それから町長等の理事者の給与の増額につきましては、期末手当の改正でございまして32万4,415円でございます。議会議員の皆様様の報酬の増額については、33万5,000円というふうに試算してございまして、これらについては同時に補正をさせていただく形で議案を上げさせていただきたいというふうに考えてございます。以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○副委員長（山田和子君） 　ただいま町側より説明ございましたけれども、この件につきまして、何か質問があればどうぞ。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 　教えてほしいのですけれども、3の扶養手当の中で子供の扶養手当、これは児童手当との関係どうなっていましたか。児童手当の該当者は出ていなかったですか。その差額関係ないのか、それを教えて欲しいです。それと、この改定額はわかりましたけど、現計予算と補正予算追加額、その辺の財源手当がどうなっているのか。

○副委員長（山田和子君） 　鈴木主幹。

○総務課主幹（鈴木徳子君） 　扶養手当についてなのですが、児童手当をもらっている方であっても関係なく扶養手当は支給対象のものとなっております。

○副委員長（山田和子君） 　岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 　今のこの補正にかかわる部分の財源手当ということでもあります。現在、補正を上げる段階で今財政のほうと協議をしております。具体的にその財源手当をどうするかということまでの話しはまだ伺っておりません。大変申しわけありません。以上です。

○副委員長（山田和子君） 　ほかに、ご質問ございませんか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 　説明ありがとうございます。3番目の扶養手当のところ、上記の減額

に生じる資源を用いて子に係る手当額を引き上げ、と書いておりますけども、これはこの分間で合うというふうに計算もされているのでしょうか。されてないのかそれともかえって減額になるのか、その辺を教えてください。

○副委員長（山田和子君） 鈴木主幹。

○総務課主幹（鈴木徳子君） 実際に28年、今年度ベースでの試算をしたところ、配偶者の落ちる部分と子供さんのふえる部分のところでは、大体29年度においてはほぼ変わらないことになっております。ただ、そのまま同じベースで実際にきちんと扶養手当から外れる年齢とかを全て算定しているわけではないので、あくまでも28年度ベースでのお話しなのですが、30年度以降になると若干子供さんのほうの扶養手当に関する部分が、月当たりで3万円ほどふえるのではないかというふうに今試算はしております。ただ人の入れかわりだったり扶養の対象から外れる方とかいろいろありますので、今現段階としてはその数字として押さえております。以上です。

○副委員長（山田和子君） ほかに、質疑ございますか。ないようでしたら、町側は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時15分

○副委員長（山田和子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それではお手元のレジメに沿いまして、2番目の協議事項でございます議会費の補正予算について、南事務局長より説明いたします。

○事務局長（南 光男君） 今町側のほうから人事院勧告に伴って議員の皆様の改定部分で、期末手当0.1カ月分を12月に支給するというので、資料1をおつけしているのですが、改定前が2.175カ月分掛ける15%ということと、それで0.1上がりますので2.275カ月掛ける15%加算ということで、それを積み上げますと改定前が770万8,844円、改定後が806万3,274円ということで、35万4,000円の補正を提案するというので、これは11月28日に予定されている定例会11月会議に町側から提案されるということになってございます。これにあわせて議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正が同時に提出されるということになっております。以上でございます。

○副委員長（山田和子君） ただいま南事務局長から説明ございましたけれども、これはこのままお受けしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） ご異議なしと認めて、このまま補正予算として上げていただくということで決定いたしました。

では、次の3番目の白老町自治基本条例の見直しについてを議題に上げたいと思います。こ

ちらは各会派で協議をしていただくということの宿題がございましたけれども、皆様大変スケジュールが詰まっておりますで大変ではなかったかというふうに感じてはおりますけれども、各会派から取り組み状況の見直しについて会派で議論していただいたと思いますので、その結果をご報告お願いいたします。どちらからでも結構ですけれども、手が挙がらないようですので順番にいつでもよろしいでしょうか。きずなさんからよろしいですか。

○委員（西田祐子君） 会派きずなのほうから申し上げます。今回の自治基本条例条項の見直しに関する意見・提案、それと自治基本条例取組状況に関する意見・提案ということなのですが、私どもの会派は町民の方々が直接これをするべきであって、議会がどうのこうのという立場にはないので、特に意見を申し上げるものはありませんということで意見がまとまりました。むしろ審議会とか町民の方のほうからご意見いただいたら、反対にそれを真摯に受けとめて改革できるものをきちんと議会として責任を持ってやれるような形を考えたほうがよいということです。

○副委員長（山田和子君） とりあえず意見全て聞いてから、皆様のさらなるご意見を伺いたいと思います。では、逆にいきますので公明党よろしいですか。

○委員外議員（氏家裕治君） 一般的な話をしますと、行政それから町民にかかわる部分、ここについては、町民全体の中で本来取り組まなければいけない条項というのがあるのですが、その条項については、条項文自体はもうこれ以上訂正する部分はないだろうということですが、ただその現状、取り組みの現状からしますとまだまだ町内会のコミュニティー関係だとかそういった部分の連携だとか、そういった今組織ができつつあるのですが、まだ実行に見合ったものにはなっていないという、そういったところの課題があるだろうということでもあります。また行政については、町民からのいろいろな意見聴取等々のやり方がありますけれども、パブリックコメントのあり方等々についてもっと手法を、いろいろなやり方を行使してこのパブリックコメントに取り組むべきだろうということでもあります。その理由としては、やはりそのパブリックコメントをしたとしても、固定した町民からの意見しか上がってこないようであれば、それは幾らやったとしても全町民の意見としてのパブリックコメントにはなっていないだろうということでありました。それから、議会条項についても今自治基本条例に載せている部分については改定はないだろうと思いますけれども、議会として、ではこの期間この条項に沿った取り組みがしっかりできたのかどうかということを私たちは検証してみました。やはりひっかかったのは議会懇談会、それから議会報告会、この二つなのです。この二つを、一つ一つ縦分けというか一つ一つ考えると議会懇談会はやっているけれども、内容的には別にしても、やっているけれども報告会についてはやっていないよなと思うのです。やはり報告会と書いてある以上はやらなければいけないと思うのですが、これは皆さんにいろいろ議論してもらったほうが良いと思うのです。懇談会であっても、今議会はこういうことをやっていたのですよ、今までこういうことをやってきたのですよねという話を踏まえながら、多分いろいろな意見を聞いてきたのではないかと思うのです。ですから、この報告会と懇談会というのが、別々なものではなくてある程度一つの取り組みの中で行われているとすればこの条項の文、条項の

書き方を変えてみてはどうかというような意見は出ていました。ですから、議会条項の中で気になったのはその部分ぐらいです。

○副委員長（山田和子君） 次に、共産党さんお願いいたします。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。この自治基本条例をつくった経過からいっても、私たちは行政の部分と町民の皆さんの部分、これ責務が全部書かれていますので、ここはやはりそこで出た意見を一定程度尊重しながら、しかし全体的なまとめもしなければいけない、条例全体のこともやらなければいけませんから、そういう時点で意見を述べるべきではないかという考えでございます。先ほどの公明党さんと似ていますけれども、基本的にはそういうことだろうと。議会の部分については、これは議会が責任持ってつくった部分なのですよ。ですから、ここは今言われているようにこの検証をきちんとして、そしてその中で実際どうだったのかということをやらないと、これは町民の皆さんがやっていないとかやっているとかということではなくて、例えば政策研究会、議員の資質向上のために政策研究会を設けるとなっているのです。問題はこういうことがきちんとされたかどうか。これ自治基本条例ですから、自治基本条例の中の議会条項としてうたっているわけですから、では議会としてそのことを見たとき、資質向上そして政策能力を高めるために政策研究会をやらうとなっているにもかかわらず、本当に議会は積極的にそういうことをやってきたか。それから議員活動の充実、議会活動の充実というものもあるのですよね。本当に充実するような取り組みをしてきたかと。そういうことをやはり我々はこの中で見直ししながら、例えばですよ、私はそう思っていないけど、どうしてもできないものであれば、できないと議員の皆さん方が言うなら、今公明党さんが言ったこととやや似ているのですが、変えるというふうな言い方したでしょう。懇談会と報告会で、それは中身としたらどういうことかということ、私に言わせれば、それは懇談会が報告会の内容を兼ね備えているから、例えば合併させるということは変えることだから。だから、政策研究会がどうしてもできないと、みんなが嫌だと、できないなら削るとか。私はやるべきだと思っているのだけど、だけどそういうことで踏み込まないと、何か条例あるけど何も実行していかないのであればつくったとしても、格好ばかりつけてというふうになってしまうのではないのですか。実情に合ったものにするためにはやはり議会としてこの議論を、検証を含めて私はやるべきだと。そういう中で私は本当に議会基本条例が必要なのかどうかというようなものがそういうところから出てくるのではないのかと私は思っておりますので、つくると言っているのではないです。議会基本条例つくらなければだめだと言っているのではないですよ。そういう前段としてやはりこの見直しはきちんとすべきだろうというのが我が会派の考え方であります。

○副委員長（山田和子君） それでは、いぶきさんお願いいたします。

○委員（小西秀延君） いぶきでは、条例自体の語句等についてはそのままいいだろうということで、特に意見は出ませんでした。議会の中で、町民からしてみると議会の懇談会と行政のまちづくり懇談会の意味合いが似過ぎていて、議会からの報告というか、議会としての意見というのをきちんと町民に出せる場というような明確な差がないのではないかと。町民からどちらに出ても意見くれ、意見くれと言われるので、どちらか一つでも用は足りてしまうのでは

ないかという、その差別化をきちんとどうしていく方向性がいいのか、方向性を明らかにしていくべきではないかという意見が出ておりました。ほかの意見・提案ということでは特にございませんが、その明確化を図っていくことが最重要課題ではないかということになりました。

○副委員長（山田和子君） みらいの代表、山田でございます。みらいは、条例の文言についてはこのままでよいだろうということになりまして、取り組みのところでやはり報告会がなされていないということがあります。議会報告会というのはやはり町民が大きく関心のあるできごとがあった場合に、議会全体として報告会を開くということ条項、文を残しておいてもよろしいのではないかということになりまして、あと出前トークが最近されていないということで、その出前トークのあり方そのもの、手法についてもう少し検討していったらいいかという意見が出ました。以上でございます。

それでは、各会派からの意見が出ましたけれども、どうしましょう。どのように、一つずつ見ていくこともないと思いますが。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前11時27分

○副委員長（山田和子君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

自治基本条例の条項、文言に関しましては訂正するところがないということで、全会派一致とみなしますが、それはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） 取り組み状況のところで各会派から出されました、例えば懇談会はやっているけれども報告会が行われていないですとか、政策研究会の取り組みはどうであったのだろうかとか、そういう細かいところは私と氏家議員と2人で精査させていただいて、本日15時から検証委員会がございますので、そちらのほうでご報告させていただきたいと思いますが、任せていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） ただ一つ、私個人的になのですが、皆様資料4-1はお持ちでいらっしゃるんですよね。その中で休憩中に共産党さんから出されておりました第5章の第19条議会の会議のところで、議会の会議は、自由な討議と原則公開を基本とし云々というところがございますが、その取り組み状況の議会のところに特別委員会における自由討議の開催というのが入っておりません。これはやはりうちとしては入れたほうがよろしいのではないかと考えるのですが、こちらについてご意見がございましたらどうぞ。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） こちらのほうは、追加で状況について報告したいと思います。それと前回の議会運営委員会のときに西田委員のほうから、定数削減の平成23年度に行われた16

人から15人のことが載っていないというご指摘がございましたので、こちらのほうもあわせて追加で載せていただきたい旨報告させていただきたいと思っております。では、以上をもちましてこの自治基本条例に関しまして、きょうの協議は終了したいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） それでは、4つ目議員報酬の自主削減について。こちら1月、2月と3回ほどこの議会運営委員会の場で協議しております。その後意見の変更のあった会派がございましたら、意見を申し述べていただきたいと思っております。

いぶきさん。

○委員（小西秀延君） いぶきですが、前回資料を出していただきたいということで出していた全国の平均する議員の報酬について、白老と比べてみますと一般議員における報酬は3万円ぐらい違っていると。やはり先ほども少し問題になっていました新しい議員、若手の議員を立起していただくには、ある程度報酬もきちんと今ある現状の議員の報酬にふさわしい程度に一旦3万円程度引き上げて、その分からまた削減というのを財政健全化プランの期間中、または任期中という中に限ってそこからまた削減を考えるというほうが、次期選挙が行われるときには、また若手の方たちが立起しやすい環境も考えているという体制になるのではないかとということで、それを追加で上げさせていただきたいと思っております。現状、研修費の削減、または議員の削減も前回1名実施しておりますので、議会費としての削減を行っているという形で考えられるのではないかとということでございます。

○副委員長（山田和子君） ただいまいぶきさんのほうから追加のご提案として、新しい議員が立起できるように一旦報酬を引き上げて、それからの報酬削減には同意できるというご意見でよろしいですか。今のままではしないということですね。多数決という手法をとるような問題ではございませんので、それ以外にお考えが変わっている会派がなければこの自主削減についてはきょう議会運営委員会の委員長も不在ですので、次回の議会運営委員会に持ち越したいと思っておりますがいかがでしょうか。

大淵委員、どうぞ。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。変わっていないのだけど、なぜ我々がこういう提起をしたかということをもう一度だけ。確かに議員定数は減らしました。そのときには報酬の改定はしなかったということは事実であります。ただ我々が視察研修等々の費用を減らしたり、それから議会費を減らすということは努力しているのですよね。そこは認めるのだけど、町の職員の皆さん方はもっとやっているわけです。事務事業の見直しを含めて研修だとか、それはもう町の職員の皆さんもたくさんそういうことをやっているわけです。ですから、今一つその方向性が見えつつあるというか、おとといの議論の中で財政の健全化の問題では一定の方向が見えつつあります。しかし、議会側としても職員の皆さんの報酬はやはり削減の方向で考慮すべきだという意見なのです。今の議員の報酬が高いか安いかと言えば安いです。そこもはっきりしているのです。ただ、今白老町がそういう全ての部分で、まだ財政健全化の途中で職員の皆さんの給与をカットせざるを得ないという状況の中では、パーセントは関係なく理事者も職員もや

っていることですから、議会もやはりそのことについては、私はできればそこと一致をしたいと。パーセントは関係なく、そこはやはり一致をしたいと。その部分の議論はおとといやったばかりですので、こちら側がだから削減しなければだめだということではないのだけど、削減はしなければだめですということで町側に認めながら、我々はどういうふうにはなかなかその町民感情としても難しいのではないかとということで、私たちはやはりパーセント関係なく議員の報酬は一定限度削減すべきであろう。例えば今回人事院勧告で一般議員の方々は2万円ぐらい上がるのですね。0.1カ月分上がるのだから、上がるわけです。やはりそういうものは返上して、条例上でなくて今小西委員言われたように、条例上でここを全体として通すのであれば、その見合い分ぐらいは報酬カットという方向を少なくとも32年までやるかどうかは別にして、やはり考えるべきだというのが我々の考えであります。それだから公式の場できちんと述べておかないといけませんので、述べさせていただきます。以上です。

○副委員長（山田和子君） では、今の大淵委員のご意見を十分に参酌しながら、また後日会派でいろいろもんでいただいて、また次の議会運営委員会で協議していきたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） 次に移ってよろしいですか。それでは、5番目定例会11月会議について、南事務局長より説明お願いいたします。

○事務局長（南 光男君） 定例会11月会議につきましては、予定ということで皆様のほうに通知しております。最初は人事院勧告の関係で法律が通るか通らないかということで、28日か30日の午後ということだったのですけども、通ったということで改めて11月28日に定例会11月会議を開催すると、1日間ということの提案でございます。

○副委員長（山田和子君） それでは、定例会11月会議の日程について、11月28日月曜日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） それでは、会議の日程については11月28日月曜日1日間といたします。

では、(2)番目の提出議案について説明をお願いします。

○事務局長（南 光男君） こちらで町側と確認した中では、補正予算一般会計の分が1件と、今回の人事院勧告の関係での条例改正3件、職員の給与に関する分と、特別職の職員の分と、議会の議員の報酬の関係の一部改正ということで、3条例が提案されることとなります。あと財産の取得ということで、パソコン購入が議決が必要な金額になっているということで、台数とかはわかりません。確認はとっておりません。それと報告1件、専決処分です。これは一般会計補正、災害経費が主なものと聞いております。あと町長行政報告1件ということでございます。

○副委員長（山田和子君） それでは、議案の提出については今説明がございましたけれども、こちらのほうでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） では、この議案で受けるということで決定いたしました。

では（３）意見書の取り扱いについて、資料２をごらんいただきながら、南事務局長より説明お願いいたします。

○事務局長（南 光男君） 意見書の取り扱いについてということで、北海道アイヌ協会のほうから、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書（案）ということで、全道各市町村に北海道議会でもう既に意見書が採択されて、北海道議会のほうでは関係機関のほうに７月のときに出しているのですが、それを受けて今度全道の各市町村に北海道アイヌ協会から新法の制定について意見書を出してほしいという依頼がありまして、資料２に北海道アイヌ協会からの要請文について、先住民族政策を巡る経緯だとか、法的措置検討の必要性だとか、先住民族政策の確立は世界的な潮流ですとか、新法内容と時期、要請内容ということでかなり記載がされておりました、それにもなってアイヌ協会からの意見案ということで参考にさせていただきたいという、これが北海道議会のほうでも可決されている意見書案になっております。１番最後についております。資料２の後ろから２枚目に北海道アイヌ協会のほうから、それが北海道アイヌ協会から北海道議会で採択された案をそのままつけてきている状況でございます。これは１番最後です。最後の意見書。

〔「要するにどう扱えばいいのか」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（南 光男君） これは乗せ紙で、北海道アイヌ協会の理事長名でこういうことでアイヌ政策に関する取組のお願いということで、意見書を提出してほしいというところの通知でございます。依頼文です。それで、前の議会運営委員会ときに意見書として取り扱うときに、地元の団体からそういう要請があるということによって、取り扱いがかなり扱いやすいというのですか、そういうようなことも意見がございましたので、白老アイヌ協会のほうに意見書の提出について議長あてに書類をいただいたところですが、そのときに１番上の資料２というところなのですが、資料２というものがそうなのですが、北海道議会で採択されたものの案に白老アイヌ協会が、大体同じなのですがこういう文言を追加してほしいということで、資料２の１番最初の意見書（案）の下のほうの、以上、地方自治法第99条の規定により提出するという前段、ここを白老アイヌ協会として意見書の中に文言を整理してほしいということがありましたので、これは原文で入れております。なお、法律の検討に当たっては、逆差別を生むことのないよう配慮を願うということを入れてほしいということで、この逆差別というところがこの新法制定されたことによってアイヌの方、もしくはアイヌ以外の方が国が主体となって政策実現していろいろな取組みをしていくときに、アイヌの方でない方が、何でアイヌの人ばかりがそんなに恩恵を受けるのかというようなことがないだとか、そういうところを踏まえた言葉になっております。

○副委員長（山田和子君） 以上、意見書について説明が終わりました。この意見書についての扱いをどのようにいたしますか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） ここに白老アイヌ協会の会長での要請文、意見書を出してほしいとい

う要請文がついているのと、それから北海道議会でもこれが通っていると、実際にこれ文章読みましたけれどもこれは必要なことですから、まして白老に今象徴空間ができるということですので、これは全道のアイヌ協会もそうだし白老町のアイヌ協会もそれを出してほしいということですから、私は全議員でこれは出してあげるべきだと、私はそう思っています。そういうふうな手続きをすべきだということです。これは期間の問題もありますから、直近の議会を出すというふうに白老はできるわけですから、幾らでもできるわけですからそういうふうにしたほうがいいと思います。以上。

○副委員長（山田和子君） ほかに、ございませんか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今、南事務局長から話あったのだけど、出すことは今大淵委員が話したことで理解しています。ここで気になったのは、北海道アイヌ協会の意見書に、白老町アイヌ協会として、なお、法律の検討に当たっては、逆差別を生むことのないよう配慮願うと、追加されたと今説明ありました。これはあくまでも白老アイヌ協会としての意見書として、こういう部分を自主的に文言を追加して、公の意見書として提出するというような理解していいですね。そこをきちんと整理しておかないと。

○事務局長（南 光男君） これにつきましては、地元から白老アイヌ協会のほうから意見書として取り扱ってほしいということの要請を受けたときに、そのときは白老アイヌ協会の新井田会長と山本副会長と遠藤アイヌ施策推進室長との中での意見を踏まえまして、こういう文言を調整してこういう文言を入れてほしいということで整理されているものでございます。だから地元としてこの部分を入れてほしいということで整理はされております。

○副委員長（山田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 入れてほしいではなくて、北海道アイヌ協会の意見書は意見書で北海道議会が可決しているわけでしょう。それはそれでいいのです。白老アイヌ協会としては、文言を入れてほしいではなくて、白老アイヌ協会の自主的なものの考え方でこの文章を追加していますということの説明があったという解釈でいいですね。今の南事務局長の話では、この文章出したときに白老アイヌ協会が北海道アイヌ協会の意見書より1行ふやしたという考え方、だから議会がそれを追加したことを理解した、認めた云々ではなくて、こういう部分が一行白老として追加されているのだという意見書だということに理解していいですね。

○事務局長（南 光男君） はい。

○副委員長（山田和子君） それでは、今のご理解の上、提出してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） これ別に相談を受けているわけでも何でもなしのことなのだけど、政府がもう国会でアイヌという民族を認めているわけであって、その中でこの文言、なお、法律の検討に当たっては、逆差別を生むことのないよう配慮を願うという、これ必要なのかというような個人的には私は少し感じる部分があるのと、受け取ったほうの国もこれ具体的にではどう

いうふうなことで配慮してつくるのかと少し考えてしまうところがあるのですが、勝手にこちらで変えるということもできないので、個人的な意見として一応聞いておいてください。今先ほどの話だと、遠藤アイヌ施策推進室長と新井田会長と山本副会長の3人でここに来て決めたということですね。北海道アイヌ協会ともめなければいいのですけども。

○副委員長（山田和子君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 2 分

再 開 午後 0 時 0 0 分

○副委員長（山田和子君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、北海道アイヌ協会さんから要請のありました意見書の文言と、白老アイヌ協会さんから出されております追加文の件につきまして、追加文がございますのでこちらのほうを北海道アイヌ協会さんのほうに確認をとっていただいてから、11月28日月曜日に開催されます議会運営委員会で改めて協議するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） それでは、そのように取り扱いたします。提出者は順番でございますので、調べてそのときに出していただくということでよろしいですか。

○事務局長（南 光男君） 代表質問の発言順序ということになっておりまして、前回27年で会派も変わっているものですから、これ以降ないので1番でいくと日本共産党さんになるのですけども。

○副委員長（山田和子君） それでは、整理いたします。提出者は順番、運営基準にのっとりまして共産党さんということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） それでは、6番目の全員協議会の開催協議について、南事務局長より説明お願いいたします。

○事務局長（南 光男君） 全員協議会の開催協議ということでございまして、資料3ということで開催予定がきております。白老町農業委員会の法制度改正に伴う概要説明ということで、農業委員会法制度が改正されますので、それで今までは議会から2名選出しているのですけども、そういう選出とか選挙とかというのもなく公募制みたいな形の制度に改正されるようがございますので、その辺の詳しい中身を全員協議会で説明したいということでございます。全員協議会ということでよろしいですか。

○副委員長（山田和子君） それでは、ただいま南事務局長から説明ございました白老町農業委員会の条例改正に伴う説明については、お受けするというところでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） ご異議なしと認めます。それでは、開催するというところでお受けいたします。

○事務局長（南 光男君） 開催日につきましては、11月28日の定例会11月会議終了後ということで、お願いしたいというところがございます。

○副委員長（山田和子君） 開催日時についてもよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） それでは、そのようにいたします。

では、最後、7番目その他（1）委員会協議会について、南事務局長より説明お願いいたします。

○事務局長（南 光男君） 委員会協議会が4本ほど入っております、まず総務文教常任委員会の関係でいきますと、コミュニティ・スクール基本構想（案）について学校教育課のほうから説明したいということと、第4次白老町男女共同参画計画素案について生活環境課から、あと生活環境課からは東町福祉館の閉館についてということで、総務文教常任委員会の委員長とご相談をさせていただいてこれで受けるということで、日にちにつきましては11月28日の全員協議会終了後ということで調整させていただいております。あと産業厚生常任委員会の関係でいきますと、石山工業団地内用地の無償譲渡についてということで、経済振興課のほうから説明したいということで、ダイエットクックにかかわる工場増設に係るその土地の関係ということで、これは無償譲渡ですのでもちろん町有地になろうかと思えますけども、その辺の説明をしたいということで、これにつきましても11月28日の全員協議会終了後ということで委員長のほうとは調整させていただいているところがございます。

○副委員長（山田和子君） ただいまの委員会協議会について、何かございましたらどうぞ。西田委員。

○委員（西田祐子君） コミュニティ・スクール基本構想（案）と第4次白老町男女共同参画計画素案ということで、これらの資料はもうできているはずなので、早急に最低でも1週間以上前には委員の手元に届くように配慮していただきたいと思います。

○副委員長（山田和子君） 南事務局長。

○事務局長（南 光男君） 一応そういう資料は3日前ということにはなっておりますけども、それは少しでも早く。

○副委員長（山田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今のは調整してほしい。委員長と決めたということで、それはいいのだけど、ただコミュニティ・スクール基本構想とか、男女共同参画計画素案、あと石山工業団地内用地の無償譲渡ですよね。これ新聞報道だけだけど、ケンコーマヨネーズ大きくするようになっていきますけど、これらは委員会から各会派に連絡すればいいかわからないけど、全員協議会で引き続きやったほうがみんな周知できて、理解できていいのかと。コミュニティ・スクールも白老小学校だけではないのでしょうか。各小学校、地区か二つやるのか、要請するのか。どうなのだろうか。委員長が決めたことなのだからいいのだけど、ただ皆さんが理解したほうがいいのではと思ったのだけど。東町福祉館は閉館だからいいのだけど、これも総合施設等管理計画でいろいろ議論したようなものだから、所管の委員会だけで承知しておいていいのか

どうかと思ったのだけでも、その中に東町福祉館の閉館ということですからいいのだけど、その辺の全体の議員としての情報共有ということはどうなのかと思ったのですが、委員会でやるならやると委員長が決めたのであればいいのだけでも、その辺少しどうかと思って話しただけです。

○副委員長（山田和子君） ただいま前田副議長のほうから、どちらの案件も全員協議会のほうがよろしいのではないかというご意見が出ましたけれども、それに関しましてご意見のございます方どうぞ。

○事務局長（南 光男君） 常任委員会、委員会協議会とか、一応議長のほうと委員長のほうとの調整はさせていただいている中で決定、委員会協議会もしくは全員協議会という中での話しですので、ここでさらに議会運営委員会でいろいろ整理するのも。

○副委員長（山田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 私は、その依頼が各課から来たときに感じたのは、それぞれ常任委員会というのがあるので主体性をやはり持つ、そういう大きな意味があるのでそれでいいのではないかと考えて了解した次第であります。

○副委員長（山田和子君） それでは、今山本議長のお話しがございましたように、議長のご判断と委員長のご判断の上、今、委員会協議会については出てきておりますので、そちらを尊重するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） ほかに何かございましたらどうぞ。

〔「結局これは3日前でなければ届かないということなのですか」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） そちらの資料の件に関しましては、南事務局長のほうから担当課にできるだけ早くという要請をしていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○副委員長（山田和子君） では、次回開催日は11月28日月曜日9時半ということで、ご承知おきください。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（午後 0時12分）